

特定小売供給約款変更認可申請補正書

中国電力株式会社

別紙

電 気 特 定 小 売 供 給 約 款

2023年6月1日実施

中国電力株式会社

電 気 特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 単 位	7
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	9
14	契 約 種 別	9
15	定 額 電 灯	9
16	従 量 電 灯	12

17	臨 時 電 灯	16
18	公 衆 街 路 灯	21
19	低 圧 電 力	26
20	臨 時 電 力	30
21	農 事 用 電 力	32
IV 料金の算定および支払い		40
22	料金の適用開始の時期	40
23	検 針 日	40
24	料金の算定期間	41
25	使用電力量の計量	41
26	料 金 の 算 定	43
27	日 割 計 算	44
28	料金の支払義務および支払期日	44
29	料金その他の支払方法	46
30	延 滞 利 息	48
31	保 証 金	48
V 使用および供給		50
32	適正契約の保持	50
33	力 率 の 保 持	50
34	需要場所への立入りによる業務の実施	50
35	供 給 の 停 止	51
36	供給停止の解除	52
37	供給停止期間中の料金	52

38	違 約 金	52
39	制限または中止	52
40	損害賠償の免責	53
41	設 備 の 賠 償	53
Ⅵ 契約の変更および終了		54
42	需給契約の変更	54
43	名 義 の 変 更	54
44	需給契約の廃止	54
45	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう 料金および工事費の精算	55
46	解 約 等	57
47	需給契約消滅後の債権債務関係	57
Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担		58
48	供給方法および工事	58
49	工事費負担金等の申受けおよび精算	58
附	則	59
別	表	64

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用する、電灯以外の低

圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月

1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力、農事用電力Aまたは農事用電力Bについては、19（低圧電力）（4）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Cで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切

り捨てます。

5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
- ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす

るときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
		C
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B
		C

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	104円50銭
---------	---------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	115円50銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	209円47銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	397円42銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	585円37銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	961円26銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	480円70銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円73銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	668円72銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	334円37銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) および (ハ) に該当し、かつ、(ロ) の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の

実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	712円67銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	32円83銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	39円51銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円63銭

ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別す

るための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) に該当し、かつ、(ロ) の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）

(1) イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431円90銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円14銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円23銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円10銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたし

ます。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円98銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円96銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円96銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	239円58銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	239円58銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定さ

れた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	882円52銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	45円05銭

ハ その他

- （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

（3） 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	512円71銭
-------------------	---------

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	41円16銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イ

によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

（イ） 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	99円00銭
---------	--------

（ロ） 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	110円28銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	201円77銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	384円77銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	567円77銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	933円76銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円88銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみな

して電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	361円33銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	645円62銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	322円82銭

ハ その他

- （イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- （ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

（2） 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いた

します。

(イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	680円77銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円55銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離し

て施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が

79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	393円40銭
---------------------	---------

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29円23銭
-------------	--------

ニ その他

（イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。

（ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものいたします。

19 低 圧 電 力

（1） 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）

と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3

(離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,147円85銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	26円98銭	25円69銭

ハ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用するこ

とはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調

整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

契約電力1キロワット1日につき	296円67銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）（5）イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）（5）イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31円58銭	30円10銭

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	823円90銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円79銭	21円86銭

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（脱穀調整需要）

イ 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	4,362円88銭	6,629円30銭	11,239円44銭	15,877円74銭	19,482円71銭	23,098円30銭
30日をこえる 1日につき	56円03銭	94円85銭	200円41銭	303円85銭	414円84銭	522円60銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ハ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者

等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(3) 農事用電力C (育苗・栽培需要)

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格

が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契 約 電 力 1 キロワット につき	最初の30日まで	10,672円48銭
	30日をこえる 1 日につき	355円74銭

料金は、19（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増したもののならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（１）

ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

ホ その他

- （イ） お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- （ロ） お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4) イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4) ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）（7）の場合の料金の算定期間は、（1）に準ずるものといたします。この場合、（1）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（5）および（6）の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消

減日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

イ 23(検針日)(2)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23(検針日)(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23(検針日)(7)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6) の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1) に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24(料金の算定期間)(1) の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表7（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）（1）ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）（6）

の場合の料金または25（使用電力量の計量）（1）イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）（6）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）（7）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

- ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。
- ハ 29（料金その他の支払方法）（6）の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Aおよび従量制供給の農事用電力Bの場合は、基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- （2）お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- （3）支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とい

たします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、当社が指定した金融機関等を通じてイ、ロ、ハまたはニにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から

引き落とされたとき。

ロ (1) ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1) ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ (1) ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当す

る金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）（1）イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に

相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要

な業務

35 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

38 違 約 金

- （1） お客さまが35（供給の停止）（3）イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- （2） （1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- （3） 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 制限または中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまの電気の使用を制限し、または中止することがあります。この場合、当社は料金

の減額は行ないません。

40 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能な場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

44 需給契約の廃止

- （１）お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- （２）需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契

約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

- (2) (1) の場合で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

46 解 約 等

- (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）(1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

48 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

49 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社もしくは当該一般送配電事業者等が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、当社が当該一般送配電事業者等から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年6月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、定額電灯または従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のもの

といたします。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の10パーセントを割増ししたものに、定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（定額電灯に準ずる場合は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。また、従量電灯に準ずる場合は、最低料金または基本料金の1月分とし、1年の契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

- （2） 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- （3） 1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 9 (需給契約の単位) (1)、24 (料金の算定期間) (2)、28 (料金の支払義務および支払期日) (1) ロ、29 (料金その他の支払方法) (8)、別表2 (燃料費調整) (1) ハ (ロ) および別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ハ (ロ) については、臨時電灯に準ずるものいたします。
- (5) 35 (供給の停止) (3) ハおよびホについては、農事用電力に準ずるものいたします。
- (6) その他
- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、定額電灯または従量電灯に準ずるものいたします。

4 料金前払契約についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、お客さまが料金前払契約（以下「前払契約」といいます。）の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 契約の申込み

お客さまがこの前払契約の適用を希望される場合は、あらかじめこの前払契約を承認のうえ、当社が指定した様式により申込みをしていただきます。

(3) 契約の成立および契約期間

イ 前払契約は、その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ロ 契約期間は、次によります。

(イ) 契約期間は、前払契約が成立した日から、(4) に定める料金前払の

適用期間（以下「適用期間」といいます。）の末日までといたします。

（ロ） 契約期間満了に先だって前払契約の解約の申出がない場合は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（４） 料金前払の適用期間

適用期間は、お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から 1 年目の月の検針日の前日までといたします。

（５） 料 金

イ 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって算定された需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

1 需給契約ごと 1 月につき	22円00銭
-----------------	--------

ロ 各月の料金の支払義務は、お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。

（６） 前 払 額

当社は、適用開始日の翌日から起算して 20 日以内（以下「前払期間」といいます。）にイによって算定された前払額を申し受けます。

なお、前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、前払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ 前払額は、需給契約ごとに次の金額といたします。

前払額 = （適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計 - （５）イの割引額 + 適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の再生可能エネルギー発電促進賦課金）× 12

ロ 当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

ハ 当社は、既に申し受けた前払額が適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には、当該適用期間満了に先だつて、追加して前払額を申し受けます。

ニ 当社は、前払額について利息を付しません。

(7) 前払額の精算

イ 当社は、適用期間の末月に適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします。

ロ 当社は、前払契約を解約する場合を除き、イにより発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。

(8) 解 約

お客さまが前払契約の解約を希望される場合は、原則として、適用期間満了後に解約するものとし、適用期間中の解約はいたしません。ただし、次に該当する場合には、この前払契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお、この場合には、適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。

イ 前払期限日までに前払額を支払わない場合

ロ この前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合

ハ その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合

5 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) （ロ）の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって

算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が[※]80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が[※]80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が[※]120,500円を上回る場合
平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (120,500\text{円} - 80,300\text{円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 につ き	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

(ホ) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

(ロ) (イ) 以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21銭2厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平

均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘
-----------------	----

(二) 農事用電力B（脱穀調整需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	1銭4厘	1銭8厘

(ホ) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘
-----------------	------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 厘

(ロ) (イ) 以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(3) 離島ユニバーサル調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、(1) ロに準じて算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管 の 長 さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 ℥	80	170	70
80 ℥	100	190	90
100 ℥	150	200	130
125 ℥	160	290	145
200 ℥	250	400	230
250 ℥	300	500	270
300 ℥	350	550	325
400 ℥	500	750	435
700 ℥	800	1,200	735
1,000 ℥	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0 パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力（馬力）	× 93.3パーセント
出力（キロワット）	×125.0パーセント

（3）レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30 50 〃	2
		50 100 〃	3
		100 200 〃	4
		200 300 〃	5
		300 500 〃	7.5
		500 1,000 〃	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300 500 〃	8
		500 1,000 〃	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5 3 〃	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\begin{array}{l} \text{入} \quad \text{力} \\ \text{(キロワット)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最大定格 1 次入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} \times 70 \text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\begin{array}{l} \text{入} \quad \text{力} \\ \text{(キロワット)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{実測した 1 次入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} \times 70 \text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1)、(2)、(3) および (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16(従量電灯)(2)ニ(ロ)または19(低圧電力)(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)}}{\text{(アンペア)}} \times \frac{\text{電圧 (ボルト)}}{\text{(ボルト)}} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)}}{\text{(アンペア)}} \times \frac{\text{電圧 (ボルト)}}{\text{(ボルト)}} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）（１）ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

（イ） 従量電灯Ａ

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ)、(ロ) または (ハ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ホ) 26 (料金の算定) (1) ハに該当する場合は、(イ)、(ロ) および (ハ) の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7) の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1) イおよびロにいう検針期間の日数は、(2) に準ずるものといたします。この場合、(2) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
- そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
- そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1) イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類

(様式第1)

第1表 営業費総括表

第3表 事業報酬総括表

第4表 控除収益総括表

(様式第2)

第1表 営業費明細表

第2表 事業報酬明細表

第4表 事業報酬明細表

第5表 控除収益明細表

(様式第3) 部門整理表

(様式第4) 販売費整理表

(様式第5) 送配電非関連費明細表

(様式第6) 送配電非関連需要明細表

(様式第7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(様式第8)

第1表 特定需要原価等と料金収入の比較表

1 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧比較表

電気特定小売供給約款の変更の内容

電気特定小売供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 力率割引および割増しの廃止
- 2 制限または中止の料金割引の廃止
- 3 口座振替割引契約の廃止
- 4 延滞利息についての特別措置の廃止
- 5 燃料費調整について、本土供給に係る燃料費調整と、離島供給に係る離島ユニバーサルサービス調整への区分
- 6 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等のお知らせ方法の変更
- 7 その他の今日的見直し

新旧料金率比較表 (電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料金率		区 分		料金率
			円 銭	円 銭			円 銭 円 銭
定 額 電 灯	需 要 家 料 金	1契約	104.50		需 要 家 料 金	1契約	104.50
	電 灯 料 金				電 灯 料 金		
	10Wまで	1灯	84.46	[12.39]	10Wまで	1灯	115.51 <0.01>
	20Wまで	〃	145.86	[24.77]	20Wまで	〃	209.50 <0.03>
	40Wまで	〃	270.79	[49.56]	40Wまで	〃	397.48 <0.06>
	60Wまで	〃	394.65	[74.32]	60Wまで	〃	585.45 <0.08>
	100Wまで	〃	643.40	[123.85]	100Wまで	〃	961.40 <0.14>
	100W超過 50Wまでごとに	〃	322.29	[61.93]	100W超過 50Wまでごとに	〃	480.77 <0.07>
	小 型 機 器 料 金				小 型 機 器 料 金		
	50VAまでの機器	1機器	281.78	[37.00]	50VAまでの機器	1機器	376.77 <0.04>
従 量 電 灯	100VAまでの機器	〃	478.84	[73.98]	100VAまでの機器	〃	668.80 <0.08>
	100VA超過 50VAまでごとに	〃	239.98	[37.00]	100VA超過 50VAまでごとに	〃	334.41 <0.04>
	最 低 料 金				最 低 料 金		
	最初の15kWhまで	1契約	589.91	[47.84]	最初の15kWhまで	1契約	712.73 <0.06>
	電 力 量 料 金				電 力 量 料 金		
	15kWh超過 120kWhまで	1kWh	24.65	[3.19]	15kWh超過 120kWhまで	1kWh	32.83 <0.00>
	120kWh超過 300kWhまで	〃	31.33	[3.19]	120kWh超過 300kWhまで	〃	39.51 <0.00>
	300kWh超過分	〃	33.45	[3.19]	300kWh超過分	〃	41.63 <0.00>
	基 本 料 金	1kVA	431.90		基 本 料 金	1kVA	431.90
	電 力 量 料 金				電 力 量 料 金		
臨 時 電 灯	最初の120kWhまで	1kWh	21.96	[3.19]	最初の120kWhまで	1kWh	30.14 <0.00>
	120kWh超過 300kWhまで	〃	28.05	[3.19]	120kWh超過 300kWhまで	〃	36.23 <0.00>
	300kWh超過分	〃	29.92	[3.19]	300kWh超過分	〃	38.10 <0.00>
	50VAまで1日につき	1契約	9.31	[1.00]	50VAまで1日につき	1契約	11.98 <0.00>
	100VAまで	〃	18.58	[2.00]	100VAまで	〃	23.96 <0.00>
	200VAまで	〃	37.16	[4.00]	200VAまで	〃	47.92 <0.00>
	300VAまで	〃	55.74	[6.00]	300VAまで	〃	71.88 <0.00>
	400VAまで	〃	74.32	[8.00]	400VAまで	〃	95.84 <0.00>
	500VAまで	〃	92.90	[10.00]	500VAまで	〃	119.80 <0.00>
	1kVAまで	〃	185.77	[19.97]	1kVAまで	〃	239.60 <0.02>
電 灯	2kVAまで	〃	371.54	[39.94]	2kVAまで	〃	479.20 <0.04>
	3kVAまで	〃	557.31	[59.91]	3kVAまで	〃	718.80 <0.06>
	最 低 料 金				最 低 料 金		
電 灯	最初の15kWhまで	1契約	753.65	[47.84]	最初の15kWhまで	1契約	882.58 <0.06>
	電 力 量 料 金				電 力 量 料 金		
電 灯	15kWh超過分	1kWh	36.46	[3.19]	15kWh超過分	1kWh	45.05 <0.00>

現 行 料 金					改 定 料 金				
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率	
臨時電灯	C	基 本 料 金	1kVA	円 銭 512.71	臨時電灯	C	基 本 料 金	1kVA	円 銭 512.71
		電 力 量 料 金	1kWh	円 銭 32.57 [3.19]			電 力 量 料 金	1kWh	円 銭 41.16 <0.00>
公 衆 街 路 灯	A	需 要 家 料 金	1契約	99.00	公 衆 街 路 灯	A	需 要 家 料 金	1契約	99.00
		電 灯 料 金					電 灯 料 金		
		10Wまで	1灯	78.96 [12.39]			10Wまで	1灯	110.29 <0.01>
		20Wまで	〃	139.26 [24.77]			20Wまで	〃	201.80 <0.03>
		40Wまで	〃	258.69 [49.56]			40Wまで	〃	384.83 <0.06>
		60Wまで	〃	377.05 [74.32]			60Wまで	〃	567.85 <0.08>
		100Wまで	〃	615.90 [123.85]			100Wまで	〃	933.90 <0.14>
		100W超過 50Wまでごとに	〃	307.99 [61.93]			100W超過 50Wまでごとに	〃	466.95 <0.07>
		小 型 機 器 料 金					小 型 機 器 料 金		
		50VAまでの機器	1機器	266.38 [37.00]			50VAまでの機器	1機器	361.37 <0.04>
		100VAまでの機器	〃	455.74 [73.98]			100VAまでの機器	〃	645.70 <0.08>
		100VA超過 50VAまでごとに	〃	227.88 [37.00]			100VA超過 50VAまでごとに	〃	322.86 <0.04>
	B	最 低 料 金			B	最 低 料 金			
		最初の15kWhまで	1契約	558.01 [47.84]		最初の15kWhまで	1契約	680.83 <0.06>	
	C	電 力 量 料 金			C	電 力 量 料 金			
		15kWh超過分	1kWh	23.37 [3.19]		15kWh超過分	1kWh	31.55 <0.00>	
農 事 用 電 灯	C	基 本 料 金	1kVA	393.40	農 事 用 電 灯	C	基 本 料 金	1kVA	393.40
		電 力 量 料 金	1kWh	21.05 [3.19]			電 力 量 料 金	1kWh	29.23 <0.00>
農 事 用 電 灯	〔附 則〕 契 約 使 用 期 間 内		定額電灯または従量電灯 の該当料金の10パーセン ト増し		農 事 用 電 灯	〔附 則〕 契 約 使 用 期 間 内		定額電灯または従量電灯 の該当料金の10パーセン ト増し	

注1. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

注2. 改定料金の「料金率」は、離島平均燃料価格82,600円の場合の離島ユニバーサルサービス調整適用後の値とし、< >内に離島ユニバーサルサービス調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表 (電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金							
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率			
			円 銭	円 銭				円 銭	円 銭		
低 圧 電 力	基 本 料 金	1kW	1,203.40		低 圧 電 力	基 本 料 金	1kW	1,147.85			
	電 力 量 料 金					電 力 量 料 金					
	夏 季 料 金	1kWh	18.80	[3.19]		夏 季 料 金	1kWh	26.98	<0.00>		
	そ の 他 季 料 金	〃	17.51	[3.19]		そ の 他 季 料 金	〃	25.69	<0.00>		
臨 時 電 力	定 額 制 供 給				臨 時 電 力	定 額 制 供 給					
	1 日 に つ き	1kW	232.06 [20.98]			1 日 に つ き	1kW	296.70 <0.03>			
	従 量 制 供 給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し		従 量 制 供 給		低圧電力の該当料金の 20パーセント増し					
	基 本 料 金					基 本 料 金					
	電 力 量 料 金					電 力 量 料 金					
	夏 季 料 金	1kWh	21.76	[3.19]		夏 季 料 金	1kWh	31.58	<0.00>		
	そ の 他 季 料 金	〃	20.28	[3.19]		そ の 他 季 料 金	〃	30.10	<0.00>		
農 事 用 電 力	A(かんがい排水需要)	基 本 料 金	1kW	862.40		A(かんがい排水需要)	基 本 料 金	1kW	823.90		
		電 力 量 料 金					電 力 量 料 金				
		夏 季 料 金	1kWh	14.61	[3.19]		夏 季 料 金	1kWh	22.79	<0.00>	
		そ の 他 季 料 金	〃	13.68	[3.19]		そ の 他 季 料 金	〃	21.86	<0.00>	
	B(脱穀調整需要)	定 額 制 供 給	毎年最初の30日まで				B(脱穀調整需要)	定 額 制 供 給	毎年最初の30日まで		
		0.5kW	3,959.05 [157.50]		0.5kW	4,363.08 <0.20>					
		1 kW	5,821.70 [314.40]		1 kW	6,629.60 <0.30>					
		2 kW	9,624.51 [629.40]		2 kW	11,240.23 <0.79>					
		3 kW	13,455.21 [943.80]		3 kW	15,878.83 <1.09>					
		4 kW	16,252.54 [1,258.50]		4 kW	19,484.10 <1.39>					
		5 kW	19,060.84 [1,573.20]		5 kW	23,100.08 <1.78>					
		30日をこえる 1 日につき			30日をこえる 1 日につき						
		0.5kW	42.57 [5.25]		0.5kW	56.04 <0.01>					
		1 kW	67.93 [10.48]		1 kW	94.86 <0.01>					
		2 kW	146.58 [20.98]		2 kW	200.44 <0.03>					
		3 kW	223.10 [31.46]		3 kW	303.89 <0.04>					
4 kW	307.17 [41.95]		4 kW	414.89 <0.05>							
5 kW	388.02 [52.44]		5 kW	522.66 <0.06>							
	従 量 制 供 給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			従 量 制 供 給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し					
C(育苗栽培需要)	定 額 制 供 給				C(育苗栽培需要)	定 額 制 供 給					
	毎年最初の30日まで	1kW	7,765.11	[1,132.50]		毎年最初の30日まで	1kW	10,673.77	<1.29>		
	30日をこえる1日につき	〃	258.83	[37.75]		30日をこえる1日につき	〃	355.78	<0.04>		
	従 量 制 供 給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			従 量 制 供 給	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し					

注1. 現行料金の「料金率」は、平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。
 注2. 改定料金の「料金率」は、離島平均燃料価格82,600円の場合の離島ユニバーサルサービス調整適用後の値とし、< >内に離島ユニバーサルサービス調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

(附則4〔料金前払契約についての特別措置〕分)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	割引額	区 分	単 位	割引額
料金前払契約		円 銭	料金前払契約		円 銭
料金前払割引額	1契約	22.00	料金前払割引額	1契約	22.00

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
円 銭 厘			円 銭 厘		
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街 路灯 A			イ. 定額電灯および公衆街 路灯 A		
電 灯			電 灯		
10Wまで	1灯	0.953	10Wまで	1灯	0.825
20Wまで	〃	1.905	20Wまで	〃	1.649
40Wまで	〃	3.812	40Wまで	〃	3.298
60Wまで	〃	5.717	60Wまで	〃	4.948
100Wまで	〃	9.527	100Wまで	〃	8.246
100W超過 50Wまでごとに	〃	4.764	100W超過 50Wまでごとに	〃	4.123
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1機器	2.846	50VAまでの機器	1機器	2.463
100VAまでの機器	〃	5.691	100VAまでの機器	〃	4.926
100VA超過 50VAまでごとに	〃	2.846	100VA超過 50VAまでごとに	〃	2.463
ロ. 臨時電灯 A			ロ. 臨時電灯 A		
50VAまで 1 日につき	1契約	0.077	50VAまで 1 日につき	1契約	0.066
100VAまで 1 日につき	〃	0.154	100VAまで 1 日につき	〃	0.133
100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.154	100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.133
500VA超過 1 kVAまで 1 日につき	〃	1.536	500VA超過 1 kVAまで 1 日につき	〃	1.329
1 kVA超過 3 kVAまで 1 kVAまでごとに 1 日につき	〃	1.536	1 kVA超過 3 kVAまで 1 kVAまでごとに 1 日につき	〃	1.329
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1 kW 1 日につき	1契約	1.614	1 kW 1 日につき	1契約	1.397

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
円 銭 厘			円 銭 厘		
ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき			ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき		
0.5kW	1契約	0.404	0.5kW	1契約	0.349
1kW	〃	0.806	1kW	〃	0.699
2kW	〃	1.614	2kW	〃	1.397
3kW	〃	2.420	3kW	〃	2.094
4kW	〃	3.227	4kW	〃	2.793
5kW	〃	4.034	5kW	〃	3.491
ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要) 1kW 1日につき	1契約	2.904	ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要) 1kW 1日につき	1契約	2.515
(2) 従量制供給 イ. 従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金 最初の15kWhまで 電力量料金 15kWh超過分	1契約 1kWh	3.680 0.245	(2) 従量制供給 イ. 従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金 最初の15kWhまで 電力量料金 15kWh超過分	1契約 1kWh	3.185 0.212
ロ. イ以外の場合	1kWh	0.245	ロ. イ以外の場合	1kWh	0.212

離島ユニバーサルサービス調整離島基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	離島基準単価	区 分	単 位	離島基準単価
			(1) 定額制供給		円 銭 厘
			イ. 定額電灯および公衆街 路灯 A		
			電 灯		
			10Wまで	1灯	0.004
			20Wまで	〃	0.009
			40Wまで	〃	0.018
			60Wまで	〃	0.025
			100Wまで	〃	0.043
			100W超過 50Wまでごとに	〃	0.021
			小型機器		
			50VAまでの機器	1機器	0.013
			100VAまでの機器	〃	0.025
			100VA超過 50VAまでごとに	〃	0.013
			ロ. 臨時電灯 A		
			50VAまで 1 日につき	1契約	0.000
			100VAまで 1 日につき	〃	0.001
			100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.001
			500VA超過 1 kVAまで 1 日につき	〃	0.007
			1 kVA超過 3 kVAまで 1 kVAまでごとに 1 日につき	〃	0.007
			ハ. 臨時電力		
			1 kW 1 日につき	1契約	0.008

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	離島基準単価	区 分	単 位	離島基準単価
			ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき		円 銭 厘
			0.5kW	1契約	0.002
			1kW	〃	0.003
			2kW	〃	0.008
			3kW	〃	0.011
			4kW	〃	0.014
			5kW	〃	0.018
			ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要) 1kW 1日につき	1契約	0.013
			(2) 従量制供給 イ. 従量電灯A、 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
			最初の15kWhまで	1契約	0.017
			電力量料金		
			15kWh超過分	1kWh	0.001
			ロ. イ以外の場合	1kWh	0.001

注. 離島基準単価は、今回の変更認可申請より電気特定小売供給約款に規定したものであるため、改定料金のみ記載した。

新 旧 比 較 表

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
I 総 則 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第 4 項の規定および電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。	I 総 則 2 供給約款の認可届出および変更 (1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第 18 条第 1 項</u>電気事業法附則第 18 条第 4 項の規定および<u>電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定</u>にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたに届け出たものです。
3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。	3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
II 契約の申込み 7 需給契約の成立および契約期間 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。	II 契約の申込み 7 需給契約の成立および契約期間 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から<u>翌年</u> 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
III 契約種別および料金 15 定額電灯 (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (4) 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 ロ 電灯料金 (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といいます。	III 契約種別および料金 15 定額電灯 (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (4) 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものと<u>し、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 ロ 電灯料金 (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、別表 <u>5-4</u>〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、別表 <u>5-4</u>〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といいます。

電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2023年6月1日実施）
す。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。	す。なお、出力で表示されている場合等は、別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。
16 従量電灯 (1) 従量電灯A ニ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (2) 従量電灯B ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ホ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。	16 従量電灯 (1) 従量電灯A ニ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 (2) 従量電灯B ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4-3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ホ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。
17 臨時電灯 (1) 臨時電灯A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。	17 臨時電灯 (1) 臨時電灯A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサル</u>

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
(2) 臨時電灯 B ロ 料金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (3) 臨時電灯 C ロ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。	<u>サービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 (2) 臨時電灯 B ロ 料金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (3) 臨時電灯 C ロ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
18 公衆街路灯 (1) 公衆街路灯 A イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (ロ) 電灯料金 b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一	18 公衆街路灯 (1) 公衆街路灯 A イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 <u>5-4</u>〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ロ) 電灯料金 b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一

電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2023年6月1日実施）
括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。 (2) 公衆街路灯B イ 適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。 ロ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (3) 公衆街路灯C ロ 契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。 ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。	括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。 (2) 公衆街路灯B イ 適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。 ロ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (3) 公衆街路灯C ロ 契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。 ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,30026,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。
19 低圧電力 (4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6	19 低圧電力 (4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5-4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。 （5） 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（（4）ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しといたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。	6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。 （5） 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと</u>いたします。 ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（（4）ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しといたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 <u>ハニ その他</u> 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。
20 臨時電力 （3） 料金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	20 臨時電力 （3） 料金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものと</u>し、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと</u>いたします。 ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサ</u>

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。	<u>サービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。
21 農事用電力 （1） 農事用電力 A（かんがい排水需要） ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたもの といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの といたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 （ハ） 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるもの といたします。 （2） 農事用電力 B（脱穀調整需要） ロ 料金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 （イ） 定額制供給の場合 料金は、1 年につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの といたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないもの といたします。 （ロ） 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）（5）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のもの といたします。）の 10 パーセントを割増したもののならびに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの といたします。	21 農事用電力 （1） 農事用電力 A（かんがい排水需要） ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたもの <u>といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの</u><u>とし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 （ハ） 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるもの <u>といたします。</u> （2） 農事用電力 B（脱穀調整需要） ロ 料金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 （イ） 定額制供給の場合 料金は、1 年につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000円</u>を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000円</u>を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの<u>とし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないもの といたします。 （ロ） 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）（5）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のもの といたします。）の 10 パーセントを割増したもののならびに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000円</u>を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>80,30026,000円</u>を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの<u>とし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3</u>

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 (ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (3) 農事用電力 C（育苗・栽培需要） ニ 料金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 (イ) 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 (ロ) 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）（5）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものとなります。）の 10 パーセントを割増したものと並びに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 (ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。	<u>（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの」といたします。</u> なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 （ハ） 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (3) 農事用電力 C（育苗・栽培需要） ニ 料金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 (イ) 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの」といたします。</u> なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 (ロ) 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）（5）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものとなります。）の 10 パーセントを割増したものと並びに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,30026,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの」といたします。</u> なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 （ハ） 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。
IV 料金の算定および支払い 26 料金の算定	IV 料金の算定および支払い 26 料金の算定

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合	(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
27 日割計算 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1) イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	27 日割計算 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1) イにより日割計算をいたします。 <u>(3-4)</u> 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
V 使用および供給	V 使用および供給
39 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が、お客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限り。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1) による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても (1) および (2) に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	39 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が、お客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限り。）の電気の使用を制限し、または中止することがあります。この場合、当社は料金の減額は行ないません。した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1) による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても (1) および (2) に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
附 則	附 則
1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2023 年 <u>6-4</u> 月 1 日から実施いたします。
3 農事用電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の供給約款附則 3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 料 金 料金は、定額電灯または従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のもの）といたします。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の 10 パーセントを割増したものに、定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	3 農事用電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の供給約款附則 3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 料 金 料金は、定額電灯または従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のもの）といたします。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の 10 パーセントを割増したものに、定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>26,000 円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が <u>80,300</u>26,000 円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて</u>

電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2023年6月1日実施）
なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（定額電灯に準ずる場合は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。また、従量電灯に準ずる場合は、最低料金または基本料金の1月分とし、1年の契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとなります。 (4) 9（需給契約の単位）(1)、24（料金の算定期間）(2)、28（料金の支払義務および支払期日）(1)ロ、29（料金その他の支払方法）(8)および別表2（燃料費調整）(1)ハ（ロ）については、臨時電灯に準ずるものとなります。	<u>算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、定額電灯または従量電灯に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（定額電灯に準ずる場合は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。また、従量電灯に準ずる場合は、最低料金または基本料金の1月分とし、1年の契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとなります。 (4) 9（需給契約の単位）(1)、24（料金の算定期間）(2)、28（料金の支払義務および支払期日）(1)ロ、29（料金その他の支払方法）(8)、<u>および別表2（燃料費調整）(1)ハ（ロ）および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ハ（ロ）</u>については、臨時電灯に準ずるものとなります。
4 料金についての特別措置 (1) 口座振替割引契約 イ 適用条件 従量電灯として電気の供給を受け、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (イ) 料金の支払方法 a 料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。 b 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。 (ロ) 料金の振替結果のお知らせ 料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。 ロ 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 ハ 料金 (イ) 各月の料金は、前月の料金をイに定める方法により支払われた場合には、次の算式により算定された金額から（ロ）の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものとなります。 従量電灯の料金として 再生可能エネルギー発電促進 算定された金額 賦課金として算定された金額 (ロ) 口座振替割引額 口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。 なお、口座振替割引額は、従量電灯の料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものとなります。 (ハ) 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、（ロ）の口座振替割引額は適用いたしません。 ニ その他 口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。 (2) 料金前払契約 イ 適用範囲 定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、お客さまが料金前払契約（以下「前払契約」といいます。）の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 ロ 契約の申込み お客さまがこの前払契約の適用を希望される場合は、あらかじめこの前払契約を承認のうえ、当社が指定した様式により申込みをしていただきます。 ハ 契約の成立および契約期間 (イ) 前払契約は、その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (ロ) 契約期間は、次によります。 a 契約期間は、前払契約が成立した日から、ニに定める料金	4 料金前払契約料金についての特別措置 (1) 口座振替割引契約 イ 適用条件 従量電灯として電気の供給を受け、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (イ) 料金の支払方法 a 料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。 b 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。 (ロ) 料金の振替結果のお知らせ 料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。 ロ 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 ハ 料金 (イ) 各月の料金は、前月の料金をイに定める方法により支払われた場合には、次の算式により算定された金額から（ロ）の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものとなります。 従量電灯の料金として 再生可能エネルギー発電促進 算定された金額 賦課金として算定された金額 (ロ) 口座振替割引額 口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。 なお、口座振替割引額は、従量電灯の料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものとなります。 (ハ) 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、（ロ）の口座振替割引額は適用いたしません。 ニ その他 口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。 (2) 料金前払契約 (1) 適用範囲 定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、お客さまが料金前払契約（以下「前払契約」といいます。）の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 契約の申込み お客さまがこの前払契約の適用を希望される場合は、あらかじめこの前払契約を承認のうえ、当社が指定した様式により申込みをしていただきます。 (3) 契約の成立および契約期間 (イ) 前払契約は、その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (ロ) 契約期間は、次によります。 <u>(イ)</u> 契約期間は、前払契約が成立した日から、<u>(4) ニ</u>に定

電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）	電気特定小売供給約款（2023年6月1日実施）
前払の適用期間（以下「適用期間」といいます。）の末日までといたします。 ｂ 契約期間満了に先だって前払契約の解約の申出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ニ 料金前払の適用期間 適用期間は、お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から1年目の月の検針日の前日までといたします。 ホ 料 金 （イ） 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって算定された需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 （ロ） 各月の料金の支払義務は、お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。 へ 前 払 額 当社は、適用開始日の翌日から起算して20日以内（以下「前払期間」といいます。）に（イ）によって算定された前払額を申し受けます。 なお、前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、前払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 （イ） 前払額は、需給契約ごとに次の金額といたします。 前払額＝（適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計－ホ（イ）の割引額＋適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の再生可能エネルギー発電促進賦課金）×12 （ロ） 当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 （ハ） 当社は、既に申し受けた前払額が適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には、当該適用期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けます。 （ニ） 当社は、前払額について利息を付しません。 ト 前払額の精算 （イ） 当社は、適用期間の末月に適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします。 （ロ） 当社は、前払契約を解約する場合を除き、（イ）により発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。 チ 解 約 お客さまが前払契約の解約を希望される場合は、原則として、適用期間満了後に解約するものとし、適用期間中の解約はいたしません。ただし、次に該当する場合には、この前払契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。 なお、この場合には、適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。 （イ） 前払期限日までに前払額を支払われない場合 （ロ） この前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合 （ハ） その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合	める料金前払の適用期間（以下「適用期間」といいます。）の末日までといたします。 <u>（ロ）</u> + 契約期間満了に先だって前払契約の解約の申出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 <u>（4）</u> ニ 料金前払の適用期間 適用期間は、お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から1年目の月の検針日の前日までといたします。 <u>（5）</u> ホ 料 金 （イ） 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって算定された需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 （ロ） 各月の料金の支払義務は、お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。 <u>（6）</u> へ 前 払 額 当社は、適用開始日の翌日から起算して20日以内（以下「前払期間」といいます。）に（イ）によって算定された前払額を申し受けます。 なお、前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、前払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 （イ） 前払額は、需給契約ごとに次の金額といたします。 前払額＝（適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計－<u>（5）</u> ホ（イ）の割引額＋適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の再生可能エネルギー発電促進賦課金）×12 （ロ） 当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 （ハ） 当社は、既に申し受けた前払額が適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には、当該適用期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けます。 （ニ） 当社は、前払額について利息を付しません。 <u>（7）</u> ト 前払額の精算 （イ） 当社は、適用期間の末月に適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします。 （ロ） 当社は、前払契約を解約する場合を除き、（イ）により発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。 <u>（8）</u> チ 解 約 お客さまが前払契約の解約を希望される場合は、原則として、適用期間満了後に解約するものとし、適用期間中の解約はいたしません。ただし、次に該当する場合には、この前払契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。 なお、この場合には、適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。 （イ） 前払期限日までに前払額を支払われない場合 （ロ） この前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合 （ハ） その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合
5 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）（2）で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。	5 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）（2）で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。
6 この供給約款の実施にともなう切替措置 （1）この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 （2）この供給約款実施の際現に電気特定小売供給約款（2020年10月1日実施）の適用を受けている場合、契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。	5 6 この供給約款の実施にともなう切替措置 （1）この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 （2）この供給約款実施の際現に電気特定小売供給約款（2020年10月1日実施）の適用を受けている場合、契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
別 表	別 表

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページ等でお知らせ事務所に掲示いたします。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1322$ $\gamma = 0.9761$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合 平均燃料価格は、39,000円といたします。 $\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (3) 燃料費調整単価等の掲示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 <math>\alpha = \del{0.04060.1543} <math>\beta = \del{0.09920.1322} $\gamma = \del{1.19940.9761}$</math></math> なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,30026,000円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (\del{80,30026,000} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,30026,000円を上回り、かつ、120,50039,000円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \del{80,30026,000} \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,50039,000円を上回る場合 平均燃料価格は、120,50039,000円といたします。 $\text{燃料費調整単価} = (\del{120,50039,000} \text{ 円} - \del{80,30026,000} \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (3) 燃料費調整単価等のお知らせ掲示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせ事務所に掲示いたします。
新設	3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）																										
	<u>C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u> <u>$\alpha=1.0000$</u> <u>$\beta=0.0000$</u> <u>$\gamma=0.0000$</u> なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合 離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$ ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ) の場合を除き、次のとおりといたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u></td><td><u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</u></td><td><u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</u></td><td><u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</u></td><td><u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</u></td><td><u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</u></td><td><u>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</u></td><td><u>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</u></td><td><u>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</u></td><td><u>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</u></td><td><u>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</u></td><td><u>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> <tr> <td><u>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間</u> <u>(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)</u></td><td><u>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</u></td></tr> </tbody> </table> (ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ) にいう検針日は、応当日といたします。 ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 (イ) 定額制供給の場合	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	<u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</u>	<u>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間</u> <u>(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)</u>	<u>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</u>
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																										
<u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</u>	<u>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</u>																										
<u>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間</u> <u>(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)</u>	<u>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</u>																										

電気特定小売供給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）
	<u>a 定額電灯および公衆街路灯A</u> 離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。 <u>b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C</u> 離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。 <u>(ロ) 従量制供給の場合</u> 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 <u>(2) 離島基準単価</u> 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。 <u>イ 定額制供給の場合</u> <u>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A</u> 離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <u>(ロ) 臨時電灯A</u> 離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。 <u>(ハ) 臨時電力</u> 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。 <u>(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）</u> 離島基準単価は、次のとおりといたします。 <u>(ホ) 農事用電力C（育苗・栽培需要）</u> 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。 <u>ロ 従量制供給の場合</u> <u>(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B</u> 離島基準単価は、次のとおりといたします。 <u>(ロ) (イ) 以外の場合</u> 離島基準単価は、次のとおりといたします。 <u>(3) 離島ユニバーサル調整単価等のお知らせ</u> 当社は、(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。
3 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。	4-3 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
4 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。	<u>5-4</u> 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。
5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{100 \text{ パーセント} \times (\text{電熱器総容量}) + 90 \text{ パーセント} \times (\text{力率 90 パーセントの機器総容量}) + 80 \text{ パーセント} \times (\text{力率 80 パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$	5-加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{100 \text{ パーセント} \times (\text{電熱器総容量}) + 90 \text{ パーセント} \times (\text{力率 90 パーセントの機器総容量}) + 80 \text{ パーセント} \times (\text{力率 80 パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$

2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 様式第1から第8までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
役員給与	524,610	平均経費人員：(3,416人) 平均基準賃金：(456,716円/月)
給料手当	71,219,226	
給料手当振替額（貸方）	▲687,633	
退職給与金	▲1,631,132	
厚生費	13,816,636	
委託検針費	—	
委託集金費	—	
雑給	2,401,338	
燃料費	1,597,662,173	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	20,535,699	
廃棄物処理費	41,021,141	
特定放射性廃棄物処分費	6,528,490	
消耗品費	6,124,925	
修繕費	136,553,785	
水利使用料	3,799,203	
補償費	2,630,470	
賃借料	13,961,319	
委託費	78,346,735	
損害保険料	1,479,457	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	15,523,599	
普及開発関係費	241,741	他社購入電力量：71,024(10 ⁶ kWh)
養成費	1,410,415	
研究費	7,223,946	
諸費	47,222,468	
	<—>	
	<1,252,146>	
貸倒損	1,061,070	
固定資産税	32,834,167	
雑税	5,559,153	
減価償却費	204,304,251	
固定資産除却費	10,063,838	
原子力発電施設解体費	8,221,128	
共有設備費等分担額	701,988	
共有設備費等分担額（貸方）	▲88,605	
他社購入電源費	1,373,674,499 (303,582,611)	
非化石証書購入費	3,412,279	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲1,050,850	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲681,174	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	
電源開発促進税	—	
事業税	27,748,854	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲6,437,799	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	1,587,789	
社債発行費償却	—	
法人税等	12,590,844	
合 計	3,739,428,835	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	1, 152, 131, 516	
	燃料油費	91, 917, 659	
	ガス費	338, 486, 659	
	その他	5, 870, 895	
	小 計	1, 588, 406, 729	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	9, 255, 444	
	濃縮関連費	—	
	小 計	9, 255, 444	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		1, 597, 662, 173	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		18, 321	
火力燃料重油換算単価 (円／k1)		86, 699	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		88, 831	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)		17. 88	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		13, 538	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)		0. 68	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円／k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電 端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	20, 387	
	重油 (10 ³ k1)	1, 044	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	L N G (10 ³ t)	2, 784	
平均消費価格	石炭 (円／t)	54, 279	
	重油 (円／k1)	88, 044	
	原油 (円／k1)	—	
	L N G (円／t)	121, 583	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		136, 553, 785	
取替修繕費		—	
合 計		136, 553, 785	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		14, 552, 232	
火力発電設備		93, 181, 867	
原子力発電設備		76, 542, 747	
新エネルギー等発電設備		2, 538, 457	
送電設備		—	
変電設備		—	
配電設備		—	
業務設備		17, 488, 948	
合 計		204, 304, 251	

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目		金 額 (第4条第3項 第1号関係)	金 額 (第4条第3項 第2号関係)	金 額 (第4条第3項第3号 のうち事業者のレート ベースの額)	備 考
レート ベース	特定固定資産	5,492,010,896		2,634,820,715	④について、査定の結果、報酬率は当初申請の2.6%から2.79%に変更となったが、事業報酬額は当初申請(211,210,255千円)を上限とすることとなったため、それを踏まえて記載している。
	建設中の資産	1,370,693,572		1,320,417,964	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	97,859,085		97,859,085	
	核燃料資産	407,467,640		407,467,640	
	特定投資	116,238,258		100,505,532	
	運転資本	営業資本		338,580,435	
		貯蔵品		198,165,076	
		小 計		536,745,511	
	繰延償却資産	—		—	
(A)：レートベースの額の合計額		① 8,110,394,013	② 3,012,577,566	③ 5,097,816,447	※ (④－⑤) × (③／ (①－②))
(B)：報酬率(%)		2.79	1.5	電気事業報酬額※	
(C)：(A) × (B)		④ 217,297,307	⑤ 45,188,664	172,108,643	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、算定省令第9条第2項又は旧算定省令第9条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
他社販売電源料	640,848,647	他社販売電力量：26,489(10 ⁶ kWh)
託送収益	— (—)	
電気事業雑収益	77,436,548	
預金利息	28,227	
賠償負担金相当収益	5,475,399	
廃炉円滑化負担金相当収益	1,827,127	
合 計	725,615,948	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
- 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
- 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

第1表

営 業 費 明 細 表

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	174,870	174,870	174,870	524,610	
給料手当	24,146,006	23,748,519	23,324,701	71,219,226	
給料手当振替額（貸方）	▲234,636	▲229,321	▲223,676	▲687,633	
退職給与金	▲330,891	▲480,152	▲820,089	▲1,631,132	
厚生費	4,669,670	4,610,562	4,536,404	13,816,636	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	800,446	800,446	800,446	2,401,338	
燃料費	554,781,873	482,789,665	560,090,635	1,597,662,173	
使用済燃料再処理等抛入金発電費	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699	
廃棄物処理費	14,574,494	13,457,242	12,989,405	41,021,141	
特定放射性廃棄物処分費	—	3,504,263	3,024,227	6,528,490	
消耗品費	2,476,576	1,921,232	1,727,117	6,124,925	
修繕費	57,541,924	37,416,346	41,595,515	136,553,785	
水利使用料	1,266,401	1,266,401	1,266,401	3,799,203	
補償費	889,062	877,573	863,835	2,630,470	
賃借料	4,637,658	4,724,526	4,599,135	13,961,319	
委託費	31,091,141	23,223,394	24,032,200	78,346,735	
損害保険料	423,321	518,218	537,918	1,479,457	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,174,533	5,174,533	5,174,533	15,523,599	
普及開発関係費	87,147	78,834	75,760	241,741	
養成費	492,262	478,757	439,396	1,410,415	
研究費	2,922,796	2,525,610	1,775,540	7,223,946	
諸費	15,093,144	16,448,165	15,681,159	47,222,468	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<417,382>	<417,382>	<417,382>	<1,252,146>	
貸倒損	390,905	337,063	333,102	1,061,070	
固定資産税	8,459,574	10,497,242	13,877,351	32,834,167	
雑税	1,996,821	1,534,338	2,027,994	5,559,153	
減価償却費	54,384,250	73,409,663	76,510,338	204,304,251	
固定資産除却費	4,971,316	3,123,462	1,969,060	10,063,838	
原子力発電施設解体費	2,920,066	2,650,531	2,650,531	8,221,128	
共有設備費等分担額	233,996	233,996	233,996	701,988	
共有設備費等分担額（貸方）	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
他社購入電源費	500,161,444 (99,999,420)	487,832,107 (101,229,208)	385,680,948 (102,353,983)	1,373,674,499 (303,582,611)	
非化石証書購入費	3,282,170	64,673	65,436	3,412,279	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲340,532	▲356,958	▲353,360	▲1,050,850	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲233,763	▲201,564	▲245,847	▲681,174	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	9,510,015	8,701,476	9,537,363	27,748,854	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲1,720,542	▲2,212,561	▲2,504,696	▲6,437,799	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	529,263	529,263	529,263	1,587,789	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	4,196,948	4,196,948	4,196,948	12,590,844	
合 計	1,311,134,064	1,223,723,366	1,204,571,405	3,739,428,835	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項 目	2021年度 (実績)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
役員給与							
給料手当							
基準賃金	21,944,316	22,015,561	19,040,693	18,722,819	18,377,541	56,141,053	
基準外賃金	4,144,535	4,157,994	2,995,248	2,945,271	2,890,984	8,831,503	
諸給与金	9,400,542	9,376,740	2,999,017	2,948,975	2,894,621	8,842,613	
控除口(貸方)	▲2,301,029	▲2,222,518	▲888,952	▲868,546	▲838,445	▲2,595,943	
附帯事業等振替額	—	—	—	—	—	—	
小計	33,188,364	33,327,777	24,146,006	23,748,519	23,324,701	71,219,226	
給料手当振替額(貸方)	▲294,844	▲305,711	▲234,636	▲229,321	▲223,676	▲687,633	
退職給与金							
引当金増加額	▲3,085,348	▲3,074,567	▲2,794,899	▲2,869,596	▲3,276,474	▲8,940,969	
実払額	1,994,124	1,898,986	1,252,678	1,217,093	1,327,175	3,796,946	
年金保険料	1,837,073	1,806,661	1,211,330	1,172,351	1,129,210	3,512,891	
小計	745,849	631,080	▲330,891	▲480,152	▲820,089	▲1,631,132	
厚生費							
法定厚生費	5,064,395	5,289,299	3,745,991	3,693,798	3,628,225	11,068,014	
一般厚生費	1,238,750	1,240,905	923,679	916,764	908,179	2,748,622	
小計	6,303,145	6,530,204	4,669,670	4,610,562	4,536,404	13,816,636	
委託検針費	—	—	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	—	—	
雑給							
	899,306	891,068	800,446	800,446	800,446	2,401,338	
合 計	41,267,100	41,416,208	29,225,465	28,624,924	27,792,656	85,643,045	
平均経費人員(人)	4,004	4,017	3,476	3,418	3,355	10,249	
平均基準賃金(円/月)	456,716	456,716	456,716	456,716	456,716	456,716	

(2)第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕										(単位：千円)			
項 目	2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備 考
	消費量 10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁹ m ³)	単 価 円/kl (円/t, 円 /10 ⁹ m ³)	金 額 千円	消費量 10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁹ m ³)	単 価 円/kl (円/t, 円 /10 ⁹ m ³)	金 額 千円	消費量 10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁹ m ³)	単 価 円/kl (円/t, 円 /10 ⁹ m ³)	金 額 千円	消費量 10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁹ m ³)	単 価 円/kl (円/t, 円 /10 ⁹ m ³)	金 額 千円	
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁹ kWh)	30,089	—	—	—	—	30,743	—	—	88,831	—	—	石炭費の消費量は、右炭換算値とする。
	火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ kl)	6,240	—	—	—	—	6,340	—	—	18,321	—	—	
	石炭費(10 ³ t, 円/t)	7,155	53,659	7,244	52,717	381,884,397	7,301	52,913	386,314,820	21,700	53,094	1,152,131,516	
	燃料油費(10 ³ kl, 円/kl)	371	88,310	301	88,063	26,507,093	372	87,762	32,647,578	1,044	88,044	91,917,659	
	ガス費(10 ³ t, 円/t)	1,049	128,973	680	99,645	67,758,844	1,055	128,375	135,435,145	2,784	121,583	338,486,659	
	歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費(10 ³ kl, 円/kl)	12	76,547	12	77,670	932,040	12	77,849	934,188	36	77,355	2,784,786	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運炭費(円/t)	—	149	—	141	1,022,801	—	137	1,000,024	—	142	3,086,109	
	小計(重油換算)	6,240	88,777	5,741	83,279	478,105,175	6,340	87,749	556,331,755	18,321	86,699	1,588,406,729	
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁹ kWh)	1,142	—	—	—	—	5,560	—	—	13,538	—	—	
	核燃料減損額	—	—	—	—	4,684,490	—	—	3,758,880	—	—	9,255,444	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	4,684,490	—	—	3,758,880	—	—	9,255,444	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁹ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計										560,090,635	—	1,597,662,173	

(3)第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等抛入金発電費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	—	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699	

〔廃棄物処理費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
火力廃棄物処理費	9,085,391	8,347,869	8,402,018	10,129,172	11,495,354	10,810,512	10,201,454	32,507,320	
原子力廃棄物 処理費	2,190,808	2,022,145	1,909,963	2,836,661	3,079,140	2,646,730	2,787,951	8,513,821	
放射線性廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
雑廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	11,276,200	10,370,014	10,311,981	12,965,833	14,574,494	13,457,242	12,989,405	41,021,141	

〔特定放射性廃棄物処分費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費抛入金(各年の 発電対応分)	—	—	—	—	—	3,504,263	3,024,227	6,528,490	
合 計	—	—	—	—	—	3,504,263	3,024,227	6,528,490	

[消耗品費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	95,983	9,201	30,083	45,089	29,971	42,444	35,230	27,282	104,956	
雑消耗品費	2,950,575	3,569,604	2,292,080	2,937,420	2,170,482	2,434,132	1,886,002	1,699,835	6,019,969	
合 計	3,046,559	3,578,805	2,322,164	2,982,509	2,200,453	2,476,576	1,921,232	1,727,117	6,124,925	

[補償費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	751,635	714,439	689,800	718,624	689,416	661,345	649,856	636,118	1,947,319	
随時的補償費	1,018,903	272,965	208,808	500,225	228,112	219,260	219,260	219,260	657,780	
損害賠償費	67,842	21,116	1,838	30,266	8,457	8,457	8,457	8,457	25,371	
合 計	1,838,381	1,008,521	900,447	1,249,116	925,985	889,062	877,573	863,835	2,630,470	

[賃借料]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料	1,811,150	1,394,953	1,436,055	1,547,386	1,405,657	1,371,757	1,367,962	1,367,962	4,107,681	
道路占用料	812,915	4,476	4,897	274,096	4,898	4,898	4,898	4,898	14,694	
水面使用料	56,467	49,791	50,148	52,135	50,148	50,148	50,148	50,148	150,444	
線路使用料	1,056,262	—	—	352,087	—	—	—	—	—	
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電柱敷地料	3,221,217	—	—	1,073,739	—	—	—	—	—	
線下補償料	45,054	—	—	15,018	—	—	—	—	—	
機械賃借料	2,694,079	2,571,753	2,606,392	2,624,075	2,761,873	2,991,856	3,082,519	2,957,127	9,031,502	
雑賃借料	3,979,745	254,634	277,514	1,503,964	265,940	218,999	218,999	219,000	656,998	
合 計	13,676,892	4,275,609	4,375,008	7,442,503	4,488,516	4,637,658	4,724,526	4,599,135	13,961,319	

[委託費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費	1,436,902	1,073,661	1,018,668	1,176,410	846,309	474,283	413,327	410,851	1,298,461	
雑委託費	48,958,753	32,072,646	29,907,620	36,979,673	33,576,416	30,616,858	22,810,067	23,621,349	77,048,274	
合 計	50,395,656	33,146,308	30,926,289	38,156,084	34,422,725	31,091,141	23,223,394	24,032,200	78,346,735	

[損害保険料]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
火力関係	13,483	4,629	9,030	9,048	9,001	10,732	13,083	13,083	36,898	
原子力関係	297,773	297,597	297,670	297,680	297,680	297,680	318,030	328,759	944,469	
	25,248	25,692	25,607	25,515	25,416	109,711	181,907	190,879	482,497	
新エネルギー等関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	48,618	26,139	55,318	43,358	77,198	5,198	5,198	5,197	15,593	
合 計	385,125	354,059	387,627	375,603	409,295	423,321	518,218	537,918	1,479,457	

[原子力損害賠償資金補助法一般負担金]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,026	5,637	6,021	5,895	6,264	6,264	6,264	6,264	18,792	

[原賠・廃炉等支援機構一般負担金]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	4,189,100	5,101,666	5,174,532	4,821,766	5,174,533	5,174,533	5,174,533	5,174,533	15,523,599	

[普及開発関係費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費	2,158,224	2,233,229	2,127,877	2,173,110	3,230,041	—	—	—	—	
一般普及開発関係費	1,033,247	962,633	930,028	975,302	982,226	87,147	78,834	75,760	241,741	
合 計	3,191,472	3,195,862	3,057,906	3,148,413	4,212,267	87,147	78,834	75,760	241,741	

[養成費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
研修施設運営費	115,488	116,738	107,382	104,279	109,959	110,116	109,008	329,083		
その他養成費	614,152	431,544	674,642	528,078	382,303	368,641	330,388	1,081,332		
合 計	729,640	548,282	782,025	632,357	492,262	478,757	439,396	1,410,415		

[研究費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費	568,146	451,683	443,394	487,741	529,038	470,110	383,450	359,330	1,212,890	
委託研究費	9,810,953	9,098,174	4,547,415	7,818,847	5,905,923	2,452,686	2,142,160	1,416,210	6,011,056	
合 計	10,379,100	9,549,857	4,990,809	8,306,589	6,434,961	2,922,796	2,525,610	1,775,540	7,223,946	

〔諸費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
通信運搬費	5,411,554	4,368,651	4,237,424	4,672,543	4,658,654	4,963,025	5,018,576	4,986,831	14,968,432	
旅費	1,522,619	470,369	467,227	820,072	669,281	669,118	669,118	669,118	2,007,354	
寄付金	358,685	152,979	24,459	178,707	191,504	—	—	—	—	
団体費	1,819,476	843,118	848,972	1,170,522	902,983	417,382	417,382	417,382	1,252,146	
その他諸費	4,483,846	6,043,523	7,747,278	6,091,549	13,193,769	9,043,619	10,343,089	9,607,828	28,994,536	
合 計	13,596,182	11,878,641	13,325,361	12,933,394	19,616,191	15,093,144	16,448,165	15,681,159	47,222,468	

〔貸倒損〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
貸倒損引当額	138,682	179,232	236,692	184,868	341,489	388,808	337,063	333,102	1,058,973	
貸倒損発生額	49,711	67,387	26,416	47,838	65,722	2,097	—	—	2,097	
合 計	188,394	246,619	263,108	232,707	407,211	390,905	337,063	333,102	1,061,070	

〔固定資産除却費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	281,151	233,729	281,030	265,303	160,192	916,317	438,756	361,972	1,717,045	
除却費用	516,620	473,082	879,973	623,225	316,715	858,884	920,298	741,128	2,520,310	
火力発電設備	503,055	52,573	89,324	214,984	69,632	46,404	133,958	48,305	228,667	
除却費用	702,145	393,028	612,322	569,165	342,829	256,093	739,284	266,585	1,261,962	
原子力発電設備	183,168	501,704	473,166	386,013	686,295	958,835	559,801	331,534	1,850,170	
除却費用	123,413	693,738	579,135	465,429	3,171,594	1,711,819	190,557	100,512	2,002,888	
新エネルギー等発電設備	—	—	10	3	—	15	6	3	24	
除却費用	—	—	720	240	—	816	325	153	1,294	
送電設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
変電設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
配電設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
業務設備	251,859	70,414	67,481	129,918	41,935	75,054	47,464	40,163	162,681	
除却費用	448,729	110,972	216,772	258,824	184,020	147,079	93,013	78,705	318,797	
合計	1,219,234	858,422	911,013	996,223	958,054	1,996,625	1,179,985	781,977	3,958,587	
除却費用	1,790,909	1,670,821	2,288,923	1,916,884	4,015,158	2,974,691	1,943,477	1,187,083	6,105,251	

〔原子力発電施設解体費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
解体費	159,219	140,628	73,305	88,334	110,785	137,000	114,200	361,985		
資産除去債務計上	2,986,850	3,166,941	3,363,872	2,893,873	2,920,066	2,650,531	2,650,531	8,221,128		原子力発電施設解体引当金に 関する省令に係るものに限 る。
資産除去債務取崩し(貸方)	▲ 159,219	▲ 140,628	▲ 73,305	▲ 88,334	▲ 110,785	▲ 137,000	▲ 114,200	▲ 361,985		
合 計	2,986,850	3,166,941	3,363,872	2,893,873	2,920,066	2,650,531	2,650,531	8,221,128		

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
共有設備費等分担額	水力発電設備	226,590	236,415	238,964	233,996	233,996	233,996	701,988	
	送電設備	44,052	—	—	—	—	—	—	
	配電設備	21,139	—	—	—	—	—	—	
共有設備費等分担額（貸方）	小 計	291,781	236,415	238,964	233,996	233,996	233,996	701,988	
	水力発電設備	▲12,618	▲37,476	▲38,510	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
	送電設備	▲618,625	—	—	—	—	—	—	
合 計	小 計	▲631,243	▲37,476	▲38,510	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
		▲339,461	198,938	200,453	204,461	204,461	204,461	613,383	

（記載注意）

（何）の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

[電力費振替勘定（貸方）]

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
建設工事用	▲796,932	▲692,233	▲1,012,151	▲1,397,209	▲1,623,600	▲2,074,600	▲2,390,300	▲6,088,500	
附帯事業用	▲33,057	▲24,885	▲31,923	▲68,142	▲96,942	▲137,961	▲114,396	▲349,299	
合 計	▲829,989	▲717,118	▲1,044,075	▲1,465,351	▲1,720,542	▲2,212,561	▲2,504,696	▲6,437,799	

[株式交付費、社債発行費]

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費	704,210	503,891	920,539	709,547	529,263	529,263	529,263	1,587,789	
合 計	704,210	503,891	920,539	709,547	529,263	529,263	529,263	1,587,789	

(4) 第3条第2項第4号関係

〔修繕費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績					2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備 考
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度					平均修繕 費率(%)	平均修繕 費率(%)	
水力発電設備	平均帳簿原価	488,709,013	486,512,286	486,090,750	474,039,487	464,605,746	468,037,398	466,445,118	472,290,720	1,405,402,814	0.97%	
	普通修繕費	3,945,629	4,052,144	4,525,310	4,050,811	5,222,068	6,106,078	4,261,112	4,250,383	13,595,283		
火力発電設備	平均帳簿原価	1,407,104,455	1,412,885,776	1,373,436,266	1,325,421,632	1,322,998,435	1,302,786,452	1,324,489,158	1,361,790,234	4,029,046,654	1.92%	
	普通修繕費	27,210,825	23,444,112	23,377,939	24,187,101	24,835,857	22,638,901	28,060,892	25,067,573	77,157,060		
原子力発電設備	平均帳簿原価	504,631,386	517,532,505	524,561,316	526,749,402	532,100,463	536,696,887	724,833,618	924,506,145	2,565,735,949	1.62%	
	普通修繕費	9,967,453	6,277,417	12,552,608	6,324,362	6,398,265	7,693,460	23,165,463	10,614,934	41,449,363		
新エネルギー 発電設備	平均帳簿原価	3,496,651	3,496,993	3,496,906	3,496,906	3,507,056	5,706,954	10,722,414	24,830,306	53,334,172	1.47%	
	普通修繕費	19,944	10,454	28,114	72,037	39,861	48,769	155,622	365,963	785,123		
送電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	普通修繕費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	
変電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	普通修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
配電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	普通修繕費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—	
業務設備	平均帳簿原価	283,144,872	282,672,332	293,538,739	254,319,263	207,447,753	193,223,213	152,977,530	170,057,389	485,067,124	0.74%	
	普通修繕費	2,004,733	1,981,175	2,015,537	1,668,702	1,568,918	1,857,484	1,076,159	1,296,662	3,566,956		
合 計	平均帳簿原価	2,687,086,377	2,703,099,892	2,681,093,977	2,584,026,690	2,530,659,453	2,506,450,903	2,679,467,837	2,953,474,793	8,538,586,710	1.60%	
	普通修繕費	43,148,586	35,765,305	42,499,510	36,303,014	38,064,970	38,344,692	37,416,346	41,595,515	136,553,785		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
水利使用料	1,266,401	1,266,401	1,266,401	3,799,203	

(単位：千円)

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	4,535,956	4,895,511	5,120,765	14,552,232	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
火力発電設備	28,469,801	31,749,454	32,962,612	93,181,867	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
原子力発電設備	16,254,091	30,046,317	30,242,339	76,542,747	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
新エネルギー等発電設備	461,911	846,411	1,230,135	2,538,457	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
送電設備	—	—	—	—	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
変電設備	—	—	—	—	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
配電設備	—	—	—	—	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
業務設備	4,662,491	5,871,970	6,954,487	17,488,948	
普通償却費	—	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
普通償却費	54,384,250	73,409,663	76,510,338	204,304,251	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
合 計					

(単位：千円)

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
固定資産税	8,459,574	10,497,242	13,877,351	32,834,167	
雑税	1,996,821	1,534,338	2,027,994	5,559,153	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	9,510,015	8,701,476	9,537,363	27,748,854	
合 計	19,966,410	20,733,056	25,442,708	66,142,174	

(単位：千円)

(8) 第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社購入電力料	他社購入電源費	料金計	500,161,444 (99,999,420)	487,832,107 (101,229,208)	385,680,948 (102,353,983)	1,373,674,499 (303,582,611)
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量 (10 ⁶ kWh)		26,779	23,127	21,117	71,024
	非化石証書購入費	料金計	3,282,170	64,673	65,436	3,412,279
	非化石証書購入費に係る電力量 (10 ⁶ kWh)		5,466	184	191	5,841

(記載注意)

他社購入電源費の () 内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金振替額	168,348,601	116,949,742	110,547,359	0.20%	157,004,354	204,840,610	167,400,717	530,587,988	
		▲265,056	▲316,353	▲196,818		▲298,104	▲340,532	▲356,958	▲1,050,850	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用振替額	29,873,043	23,788,441	34,172,966	0.37%	65,926,121	74,527,143	63,975,112	217,623,880	
		▲137,900	▲115,718	▲117,467		▲213,592	▲233,763	▲201,564	▲245,847	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項 目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却	－	－	－	－	－	
社債発行費償却	－	－	－	－	－	
合計	－	－	－	－	－	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税	3,841,688	3,841,688	3,841,688	11,525,064
	法人税割	355,260	355,260	355,260	1,065,780
合 計	4,196,948	4,196,948	4,196,948	12,590,844	

第2表

事業報酬明細表

(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	1,671,592,220	1,925,636,062	1,894,782,614	5,492,010,896	査定の結果、報酬率は当初申請の2.6%から2.79%に変更となったが、事業報酬額は当初申請を上限とすることとなったため、それを踏まえて記載している。
	建設中の資産	489,780,078	413,145,364	467,768,130	1,370,693,572	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085	
	核燃料資産	137,090,587	136,346,698	134,030,355	407,467,640	
	特定投資	38,746,086	38,746,086	38,746,086	116,238,258	
	運転資本	営業資本	151,895,050	131,984,886	132,489,617	
		貯蔵品	72,976,625	63,498,608	73,279,776	
		小 計	224,871,675	195,483,494	205,769,393	
	繰延償却資産	—	—	—	—	
	合 計	2,590,485,252	2,741,692,406	2,778,216,355	8,110,394,013	
報酬率 (%)		2.79	2.79	2.79	2.79	
電気事業報酬額		69,018,003	73,433,091	74,846,213	217,297,307	

第4表

事業報酬明細表

(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	719,195,493	973,239,335	942,385,887	2,634,820,715	
	建設中の資産	473,021,542	396,386,828	451,009,594	1,320,417,964	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085	
	核燃料資産	137,090,587	136,346,698	134,030,355	407,467,640	
	特定投資	33,501,844	33,501,844	33,501,844	100,505,532	
	運転資本	営業資本	125,965,344	106,055,180	106,559,911	
		貯蔵品	69,113,314	59,635,297	69,416,465	
		小 計	195,078,658	165,690,477	175,976,376	
	繰延償却資産	—	—	—	—	
	合 計	1,586,292,730	1,737,499,884	1,774,023,833	5,097,816,447	

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項関係

[特定固定資産]

(単位：千円)

項 目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	469,333,514	463,556,721	469,777,231	1,402,667,466	
		工事費負担金等	9,034,995	9,020,365	9,016,178	27,071,538	
		減価償却累計額	356,062,135	348,975,301	351,060,631	1,056,098,067	
		差引帳簿価額	104,236,384	105,561,055	109,700,422	319,497,861	
	期中増減額	帳簿原価増加額	10,828,944	10,973,404	9,016,657	30,819,005	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	4,535,956	4,895,511	5,120,765	14,552,232	
		帳簿原価減少額	16,605,737	4,752,894	3,989,679	25,348,310	
		工事費負担金等減少額	14,630	4,187	3,515	22,332	
		減価償却累計額減少額	11,622,790	2,810,181	2,246,510	16,679,481	
	期末残高	帳簿原価	463,556,721	469,777,231	474,804,209	1,408,138,161	
		工事費負担金等	9,020,365	9,016,178	9,012,663	27,049,206	
		減価償却累計額	348,975,301	351,060,631	353,934,886	1,053,970,818	
		差引帳簿価額	105,561,055	109,700,422	111,856,660	327,118,137	
	平均帳簿価額		105,236,995	108,146,992	109,613,721	322,997,708	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,302,661,909	1,333,398,716	1,359,565,106	3,995,625,731	
		工事費負担金等	3,210,441	3,209,194	3,205,912	9,625,547	
		減価償却累計額	974,530,577	988,410,846	1,021,152,675	2,984,094,098	
		差引帳簿価額	324,920,891	341,778,676	335,206,519	1,001,906,086	
	期中増減額	帳簿原価増加額	46,748,597	26,881,559	8,254,728	81,884,884	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	28,469,801	31,749,454	32,962,612	93,181,867	
		帳簿原価減少額	3,094,099	8,144,468	3,804,473	15,043,040	
		工事費負担金等減少額	1,247	3,282	1,533	6,062	
		減価償却累計額減少額	2,061,654	6,229,274	1,978,460	10,269,388	
	期末残高	帳簿原価	1,346,316,407	1,352,135,807	1,364,015,361	4,062,467,575	
		工事費負担金等	3,209,194	3,205,912	3,204,379	9,619,485	
		減価償却累計額	1,000,938,724	1,013,931,026	1,052,136,827	3,067,006,577	
		差引帳簿価額	342,168,489	334,998,869	308,674,155	985,841,513	
	平均帳簿価額		318,527,707	339,440,453	322,633,310	980,601,470	

(単位：千円)

項 目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	537,231,680	912,435,555	920,356,817	2,370,024,052	
		工事費負担金等	1,632,581	1,617,084	1,614,735	4,864,400	
		減価償却累計額	434,043,441	448,711,194	477,526,023	1,360,280,658	
		差引帳簿価額	101,555,658	462,107,277	441,216,059	1,004,878,994	
	期中増減額	帳簿原価増加額	397,092,633	11,238,362	10,841,106	419,172,101	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	16,254,091	30,046,317	30,242,339	76,542,747	
		帳簿原価減少額	21,888,758	3,317,100	2,542,451	27,748,309	
		工事費負担金等減少額	15,497	2,349	1,800	19,646	
		減価償却累計額減少額	1,586,338	1,231,488	403,180	3,221,006	
	期末残高	帳簿原価	912,435,555	920,356,817	928,655,472	2,761,447,844	
		工事費負担金等	1,617,084	1,614,735	1,612,935	4,844,754	
		減価償却累計額	448,711,194	477,526,023	507,365,182	1,433,602,399	
		差引帳簿価額	462,107,277	441,216,059	419,677,355	1,323,000,691	
	平均帳簿価額		234,714,441	453,928,017	429,834,886	1,118,477,344	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	7,189,008	14,255,820	21,307,084	42,751,912	
		工事費負担金等	507,373	507,373	507,373	1,522,119	
		減価償却累計額	1,426,185	1,888,082	2,734,487	6,048,754	
		差引帳簿価額	5,255,450	11,860,365	18,065,224	35,181,039	
	期中増減額	帳簿原価増加額	9,062,352	9,042,483	9,036,204	27,141,039	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	461,911	846,411	1,230,135	2,538,457	
		帳簿原価減少額	1,995,540	1,991,219	1,989,760	5,976,519	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	14	6	2	22	
	期末残高	帳簿原価	14,255,820	21,307,084	28,353,528	63,916,432	
		工事費負担金等	507,373	507,373	507,373	1,522,119	
		減価償却累計額	1,888,082	2,734,487	3,964,620	8,587,189	
		差引帳簿価額	11,860,365	18,065,224	23,881,535	53,807,124	
	平均帳簿価額		8,867,202	15,271,965	21,282,506	45,421,673	
送電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
変電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	
配電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	
業務設備	期首残高	帳簿原価	150,038,777	155,916,283	168,148,126	474,103,186
		工事費負担金等	5,707,105	5,711,428	5,710,789	17,129,322
		減価償却累計額	93,395,516	96,840,742	101,946,071	292,182,329
		差引帳簿価額	50,936,156	53,364,113	60,491,266	164,791,535
	期中増減額	帳簿原価増加額	8,568,677	15,599,751	5,473,197	29,641,625
		工事費負担金等増加額	9,162	5,416	2,400	16,978
		減価償却累計額増加額	4,662,491	5,871,970	6,954,487	17,488,948
		帳簿原価減少額	2,691,171	3,367,908	1,654,671	7,713,750
		工事費負担金等減少額	4,839	6,055	2,975	13,869
		減価償却累計額減少額	1,217,264	766,642	650,463	2,634,369
	期末残高	帳簿原価	155,916,283	168,148,126	171,966,652	496,031,061
		工事費負担金等	5,711,428	5,710,789	5,710,214	17,132,431
		減価償却累計額	96,840,743	101,946,070	108,250,095	307,036,908
		差引帳簿価額	53,364,112	60,491,267	58,006,343	171,861,722
	平均帳簿価額		51,849,148	56,451,908	59,021,464	167,322,520
レートのベース		719,195,493	973,239,335	942,385,887	2,634,820,715	

[建設中の資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	5,717,655	4,716,833	4,099,669	14,534,157	
	期中増加額	9,828,122	10,356,240	8,683,241	28,867,603	
	期中減少額	10,828,944	10,973,404	9,016,657	30,819,005	
	期末帳簿価額	4,716,833	4,099,669	3,766,253	12,582,755	
	平均帳簿価額	6,278,789	4,346,412	4,292,494	14,917,695	
火力発電設備	期首帳簿価額	36,421,449	2,304,524	112,023	38,837,996	
	期中増加額	12,654,453	24,737,270	8,879,038	46,270,761	
	期中減少額	46,771,378	26,929,771	8,280,378	81,981,527	
	期末帳簿価額	2,304,524	112,023	710,683	3,127,230	
	平均帳簿価額	35,788,600	6,214,840	640,469	42,643,909	
原子力発電設備	期首帳簿価額	1,016,852,221	807,324,115	933,376,763	2,757,553,099	
	期中増加額	187,564,527	137,291,010	145,549,832	470,405,369	
	期中減少額	397,092,633	11,238,362	10,841,106	419,172,101	
	期末帳簿価額	807,324,115	933,376,763	1,068,085,489	2,808,786,367	
	平均帳簿価額	888,829,469	766,067,989	879,587,166	2,534,484,624	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	9,062,352	9,042,483	9,036,204	27,141,039	
	期中減少額	9,062,352	9,042,483	9,036,204	27,141,039	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	1,629,645	1,629,645	1,629,645	4,888,935	
送電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
変電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
配電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
業務設備	期首帳簿価額	11,588,169	17,734,779	13,828,989	43,151,937	
	期中増加額	14,715,287	11,693,961	14,094,147	40,503,395	
	期中減少額	8,568,677	15,599,751	5,473,197	29,641,625	
	期末帳簿価額	17,734,779	13,828,989	22,449,939	54,013,707	
	平均帳簿価額	13,516,584	14,514,770	15,869,415	43,900,769	
レートベース		473,021,542	396,386,828	451,009,594	1,320,417,964	

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理 関連加工 仮勘定	期首帳簿価額	26,510,965	30,298,246	34,371,158	91,180,369	
	期中増加額	3,787,281	4,072,912	5,497,238	13,357,431	
	期末帳簿価額	30,298,246	34,371,158	39,868,396	104,537,800	
	平均帳簿価額	28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085	
レートベース		28,404,606	32,334,702	37,119,777	97,859,085	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の 核燃料資産	期首帳簿価額	133,724,771	135,505,593	132,253,428	401,483,792	
	期中増加額	8,571,050	1,432,326	7,545,528	17,548,904	
	期中減少額	6,790,228	4,684,491	8,784,577	20,259,296	
	期末帳簿価額	135,505,593	132,253,428	131,014,379	398,773,400	
	平均帳簿価額	134,615,182	133,879,510	131,633,903	400,128,595	
再処理関係 核燃料資産	期首帳簿価額	2,422,206	2,528,604	2,405,771	7,356,581	
	期中増加額	236,580	7,417	7,578	251,575	
	期中減少額	130,182	130,250	26,217	286,649	
	期末帳簿価額	2,528,604	2,405,771	2,387,132	7,321,507	
	平均帳簿価額	2,475,405	2,467,188	2,396,452	7,339,045	
レートベース		137,090,587	136,346,698	134,030,355	407,467,640	

[特定投資]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
日本原子力 研究開発機 構	期首帳簿価額	816,883	816,883	816,883	2,450,649	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	816,883	816,883	816,883	2,450,649	
	平均帳簿価額	816,883	816,883	816,883	2,450,649	
新エネル ギー・産業 技術総合開 発機構	期首帳簿価額	5,961	5,961	5,961	17,883	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	5,961	5,961	5,961	17,883	
	平均帳簿価額	5,961	5,961	5,961	17,883	
原子力損害 賠償・廃炉 等支援機構	期首帳簿価額	331,000	331,000	331,000	993,000	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	331,000	331,000	331,000	993,000	
	平均帳簿価額	331,000	331,000	331,000	993,000	
大崎クール ジェン	期首帳簿価額	492,480	492,480	492,480	1,477,440	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	492,480	492,480	492,480	1,477,440	
	平均帳簿価額	492,480	492,480	492,480	1,477,440	
超電導セン サテクノロ ジー	期首帳簿価額	9,940	9,940	9,940	29,820	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	9,940	9,940	9,940	29,820	
	平均帳簿価額	9,940	9,940	9,940	29,820	
日本原燃	期首帳簿価額	31,845,580	31,845,580	31,845,580	95,536,740	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	31,845,580	31,845,580	31,845,580	95,536,740	
	平均帳簿価額	31,845,580	31,845,580	31,845,580	95,536,740	
レートベース		33,501,844	33,501,844	33,501,844	100,505,532	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

（単位：千円）

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	174,870	174,870	174,870	524,610	
	給料手当	24,146,006	23,748,519	23,324,701	71,219,226	
	給料手当振替額（貸方）	▲234,636	▲229,321	▲223,676	▲687,633	
	退職給与金	▲330,891	▲480,152	▲820,089	▲1,631,132	
	厚生費	4,669,670	4,610,562	4,536,404	13,816,636	
	委託検針費	—	—	—	—	
	委託集金費	—	—	—	—	
	雑給	800,446	800,446	800,446	2,401,338	
	燃料費	553,969,799	478,105,175	556,331,755	1,588,406,729	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	1,737,607	10,377,275	8,420,817	20,535,699	
	廃棄物処理費	14,574,494	13,457,242	12,989,405	41,021,141	
	特定放射性廃棄物処分費	—	3,504,263	3,024,227	6,528,490	
	消耗品費	2,476,576	1,921,232	1,727,117	6,124,925	
	修繕費	57,541,924	37,416,346	41,595,515	136,553,785	
	水利使用料	1,266,401	1,266,401	1,266,401	3,799,203	
	補償費	889,062	877,573	863,835	2,630,470	
	賃借料	4,637,658	4,724,526	4,599,135	13,961,319	
	委託費	31,091,141	23,223,394	24,032,200	78,346,735	
	損害保険料	423,321	518,218	537,918	1,479,457	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,174,533	5,174,533	5,174,533	15,523,599	
	普及開発関係費	87,147	78,834	75,760	241,741	
	養成費	492,262	478,757	439,396	1,410,415	
	研究費	2,922,796	2,525,610	1,775,540	7,223,946	
	諸費	15,093,144	16,448,165	15,681,159	47,222,468	
	貸倒損	2,097	—	—	2,097	
	固定資産税	—	—	—	—	
	雑税	—	—	—	—	
	減価償却費	—	—	—	—	
	固定資産除却費	2,974,691	1,943,477	1,187,083	6,105,251	
	原子力発電施設解体費	110,785	137,000	114,200	361,985	
	共有設備費等分担額	233,996	233,996	233,996	701,988	
	共有設備費等分担額（貸方）	▲29,535	▲29,535	▲29,535	▲88,605	
	他社購入電源費	500,161,444	487,832,107	385,680,948	1,373,674,499	
	非化石証書購入費	3,282,170	64,673	65,436	3,412,279	
	建設分担関連費振替額（貸方）	▲340,532	▲356,958	▲353,360	▲1,050,850	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲233,763	▲201,564	▲245,847	▲681,174	
	原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
	電源開発促進税	—	—	—	—	
	事業税	—	—	—	—	
	開発費	—	—	—	—	
	開発費償却	—	—	—	—	
	電力費振替勘定（貸方）	▲1,720,542	▲2,212,561	▲2,504,696	▲6,437,799	
	株式交付費	—	—	—	—	
	株式交付費償却	—	—	—	—	
	社債発行費	529,263	529,263	529,263	1,587,789	
	社債発行費償却	—	—	—	—	
	法人税等	—	—	—	—	
	小 計	1,226,579,668	1,116,668,630	1,091,011,121	3,434,259,419	
控除収益項目	他社販売電源料	191,219,244	239,946,053	209,683,350	640,848,647	
	託送収益	—	—	—	—	
	電気事業雑収益	25,012,494	25,928,354	26,495,700	77,436,548	
	預金利息	9,409	9,409	9,409	28,227	
	賠償負担金相当収益	1,825,133	1,825,133	1,825,133	5,475,399	
	廃炉円滑化負担金相当収益	790,639	518,244	518,244	1,827,127	
	小 計	218,856,919	268,227,193	238,531,836	725,615,948	
合 計		1,007,722,749	848,441,437	852,479,285	2,708,643,471	
レートベース		125,965,344	106,055,180	106,559,911	338,580,435	

（記載注意）

（何）の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項 目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭	消費金額	370,258,659	364,981,320	371,352,879	1,106,592,858	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	46,282,332	45,622,665	46,419,110	138,324,107	
	バイオマス	消費金額	13,673,640	16,903,077	14,961,941	45,538,658	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	1,709,205	2,112,884	1,870,243	5,692,332	
	重油	消費金額	32,762,988	26,507,093	32,647,578	91,917,659	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	4,095,373	3,313,387	4,080,947	11,489,707	
	L N G	消費金額	135,292,670	67,758,844	135,435,145	338,486,659	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	16,911,584	8,469,856	16,929,392	42,310,832	
	助燃用油	消費金額	918,558	932,040	934,188	2,784,786	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
計		114,820	116,505	116,773	348,098		
小 計		69,113,314	59,635,297	69,416,465	198,165,076		
新エネルギー等貯蔵品	—	消費金額	—	—	—	—	
		平均月数	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	
	小 計		—	—	—	—	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		—	—	—	—	
	一般貯蔵品払出率		—	—	—	—	
	一般貯蔵品在庫率		—	—	—	—	
	小 計		—	—	—	—	
合 計			69,113,314	59,635,297	69,416,465	198,165,076	
レートベース			69,113,314	59,635,297	69,416,465	198,165,076	

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
社債発行費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
開発費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

(2) 第4条第5項関係

〔報酬率〕

(単位：%)

項 目		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.057	9.666	10.711	10.429	9.213	7.601	10.994	7.838	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.374	0.041	0.137	0.137	▲ 0.001	0.090	0.127		
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	0.628	0.628	
事業報酬率		—	—	—	—	—	—	—	2.79	

(記載注意)

- ・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電源料	191,219,244	239,946,053	209,683,350	640,848,647	
託送収益	—	—	—	—	
電気事業権収益	25,012,494	25,928,354	26,495,700	77,436,548	
預金利息	9,409	9,409	9,409	28,227	
賠償負担金相当収益	1,825,133	1,825,133	1,825,133	5,475,399	
廃炉円滑化負担金相当収益	790,639	518,244	518,244	1,827,127	
合計	218,856,919	268,227,193	238,531,836	725,615,948	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

〔他社販売電源料〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電	他社販売電源料	191,219,244	239,946,053	209,683,350	640,848,647	
力料	電力量 (10 ⁶ kWh)	8,621	9,050	8,818	26,489	

〔託送収益〕

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
その他託送収益	—	—	—	—	

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金	62,851	112,875	68,817	81,514	81,508	81,508	81,508	81,508	244,524	
違約金	1,600	291	10,001	3,964	3,964	3,964	3,964	3,964	11,892	
諸貸付料	237	—	—	79	—	—	—	—	—	
受託運転益	69	—	—	23	—	—	—	—	—	
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託工事益	67,663	—	—	22,554	—	—	—	—	—	
広告料	13,197	1,728	2,062	5,662	2,062	10	10	10	30	
供給雑収	1,979,551	598,100	582,917	1,053,523	601,724	628,735	627,549	626,660	1,882,944	
雑口	10,390,773	20,500,782	21,331,221	17,407,592	23,672,901	24,298,277	25,215,323	25,783,558	75,297,158	
合 計	12,515,945	21,213,778	21,995,021	18,574,914	24,362,159	25,012,494	25,928,354	26,495,700	77,436,548	

(単位：千円)

〔電気事業補収益〕

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	適用金利 (%)	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均残高率 (%)							
普通預金	181	497	437	6.77%	372	372	372	372	0.00%	1,116	
定期預金	19,213	7,898	—	3.37%	9,037	9,037	9,037	9,037	0.03%	27,111	
合 計	19,394	8,396	437	—	9,409	9,409	9,409	9,409	—	28,227	
電灯・電力料収入	916,542,392	806,370,443	764,770,914		1,113,805,665	1,274,186,826	1,262,522,817	1,254,378,772	—	3,791,088,415	

(単位：千円)

〔預金利息〕

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益	—	848,113	1,738,013	862,042	1,730,976	1,825,133	1,825,133	1,825,133	5,475,399	

(単位：千円)

〔賠償負担金相当収益〕

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	—	430,687	882,595	437,761	879,022	790,639	518,244	518,244	1,827,127	

(単位：千円)

〔廃炉円滑化負担金相当収益〕

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第 3（第 6 条第 3 項、第 20 条第 3 項関係）

部門整理表(1)

(単位：千円)

	水力発電費			火力発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	70,854	—	70,854	124,359	—	124,359
給料手当	9,745,231	6,874,779	2,870,452	16,261,974	11,068,644	5,193,330
給料手当振替額（貸方）	▲202,721	▲188,369	▲14,352	▲76,882	▲50,916	▲25,966
退職給与金	▲220,301	—	▲220,301	▲386,660	—	▲386,660
厚生費	1,815,016	1,048,089	766,927	3,353,043	1,965,491	1,387,552
委託検針費	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	223,775	105,015	118,760	309,142	100,701	208,441
燃料費	—	—	—	1,588,406,729	1,588,406,729	—
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	32,507,320	32,507,320	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—
消耗品費	520,525	205,984	314,541	1,603,217	1,051,152	552,065
修繕費	14,177,018	13,595,283	581,735	77,818,195	77,157,060	661,135
水利使用料	3,799,203	3,799,203	—	—	—	—
補償費	1,868,034	1,863,468	4,566	724,234	241,372	482,862
賃借料	2,072,547	507,180	1,565,367	2,723,164	130,179	2,592,985
委託費	6,414,053	3,416,132	2,997,921	15,957,807	9,018,395	6,939,412
損害保険料	—	—	—	37,291	36,898	393
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	2,329	—	2,329	51,466	—	51,466
養成費	89,731	—	89,731	629,995	—	629,995
研究費	270,488	—	270,488	4,235,882	—	4,235,882
諸費	5,319,802	3,988,311	1,331,491	19,192,869	16,836,627	2,356,242
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,875,937	4,561,068	314,869	14,340,502	13,989,486	351,016
雑税	20,716	16,229	4,487	785,498	615,532	169,966
減価償却費	17,495,089	14,552,232	2,942,857	96,464,698	93,181,867	3,282,831
固定資産除却費	4,318,383	4,237,355	81,028	1,580,959	1,490,629	90,330
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	701,988	701,988	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	▲88,605	▲88,605	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲41,815	—	▲41,815
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲681,174	▲33,659	▲647,515
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	277,085	—	277,085	794,339	—	794,339
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	440,428	—	440,428	9,730,456	—	9,730,456
電気事業報酬	13,905,643	—	13,905,643	55,755,329	—	55,755,329
合計	87,912,248	59,195,342	28,716,906	1,942,201,937	1,847,713,507	94,488,430

（記載注意）

- 1 固有の欄には第 6 条第 1 項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第 6 条第 2 項又は第 5 項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第 1 の注 1 から 3 ままで同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表(2)

(単位：千円)

	原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	156,339	—	156,339	4,391	—	4,391
給料手当	21,336,225	14,190,095	7,146,130	602,737	387,919	214,818
給料手当振替額（貸方）	▲364,939	▲329,209	▲35,730	▲11,277	▲10,203	▲1,074
退職給与金	▲486,094	—	▲486,094	▲13,653	—	▲13,653
厚生費	4,106,776	2,197,475	1,909,301	115,943	58,548	57,395
委託検針費	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	1,064,061	802,017	262,044	7,360	—	7,360
燃料費	9,255,444	9,255,444	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	20,535,699	20,535,699	—	—	—	—
廃棄物処理費	8,513,821	8,513,821	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	6,528,490	6,528,490	—	—	—	—
消耗品費	2,879,556	2,185,521	694,035	19,963	470	19,493
修繕費	42,389,577	41,449,363	940,214	821,114	785,123	35,991
水利使用料	—	—	—	—	—	—
補償費	32,389	32,310	79	—	—	—
賃借料	3,805,833	485,585	3,320,248	92,091	93	91,998
委託費	36,587,218	25,914,215	10,673,003	185,471	33,561	151,910
損害保険料	1,442,166	1,426,966	15,200	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18,792	18,792	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	15,523,599	15,523,599	—	—	—	—
普及開発関係費	185,615	—	185,615	190	—	190
養成費	471,523	—	471,523	5,561	—	5,561
研究費	2,591,417	—	2,591,417	73,757	—	73,757
諸費	6,668,147	2,564,295	4,103,852	108,462	24,840	83,622
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	12,529,822	12,027,910	501,912	404,415	384,713	19,702
雑税	4,116,642	3,225,893	890,749	7,444	5,832	1,612
減価償却費	81,233,761	76,542,747	4,691,014	2,722,593	2,538,457	184,136
固定資産除却費	3,982,219	3,853,058	129,161	6,388	1,318	5,070
原子力発電施設解体費	8,221,128	8,221,128	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲1,009,035	—	▲1,009,035	—	—	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	505,854	—	505,854	10,511	—	10,511
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	1,979,407	—	1,979,407	35,884	—	35,884
電気事業報酬	100,286,880	—	100,286,880	1,961,161	—	1,961,161
合計	395,088,332	255,165,214	139,923,118	7,160,506	4,210,671	2,949,835

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表(3)

(単位：千円)

	送電費			変電費			配電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	—	—	—	—	—	—
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
諸費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産除却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気事業報酬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表(4)

(単位：千円)

	販売費			合計
	計			
		固有	一般	
役員給与	168,667	—	168,667	524,610
給料手当	23,273,059	16,910,420	6,362,639	71,219,226
給料手当振替額（貸方）	▲31,814	—	▲31,814	▲687,633
退職給与金	▲524,424	—	▲524,424	▲1,631,132
厚生費	4,425,858	2,725,889	1,699,969	13,816,636
委託検針費	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—
雑給	797,000	514,293	282,707	2,401,338
燃料費	—	—	—	1,597,662,173
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	20,535,699
廃棄物処理費	—	—	—	41,021,141
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	6,528,490
消耗品費	1,101,664	352,901	748,763	6,124,925
修繕費	1,347,881	—	1,347,881	136,553,785
水利使用料	—	—	—	3,799,203
補償費	5,813	5,799	14	2,630,470
賃借料	5,267,684	—	5,267,684	13,961,319
委託費	19,202,186	8,144,301	11,057,885	78,346,735
損害保険料	—	—	—	1,479,457
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	18,792
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	15,523,599
普及開発関係費	2,141	—	2,141	241,741
養成費	213,605	—	213,605	1,410,415
研究費	52,402	—	52,402	7,223,946
諸費	15,933,188	12,720,846	3,212,342	47,222,468
貸倒損	1,061,070	1,061,070	—	1,061,070
固定資産税	683,491	—	683,491	32,834,167
雑税	628,853	492,797	136,056	5,559,153
減価償却費	6,388,110	—	6,388,110	204,304,251
固定資産除却費	175,889	—	175,889	10,063,838
原子力発電施設解体費	—	—	—	8,221,128
共有設備費等分担額	—	—	—	701,988
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	▲88,605
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲1,050,850
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲681,174
開発費	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	1,587,789
社債発行費償却	—	—	—	—
法人税等	404,669	—	404,669	12,590,844
電気事業報酬	199,630	—	199,630	172,108,643
合計	80,776,622	42,928,316	37,848,306	2,513,139,645

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4（第6条第4項関係）

販売費整理表

（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	47,235	5,853	115,579	168,667
給料手当	6,517,620	807,575	15,947,864	23,273,059
給料手当振替額（貸方）	▲8,910	▲1,104	▲21,800	▲31,814
退職給与金	▲146,865	▲18,198	▲359,361	▲524,424
厚生費	1,239,462	153,577	3,032,819	4,425,858
委託集金費	—	—	—	—
雑給	223,200	27,656	546,144	797,000
燃料費	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—
消耗品費	329,669	36,573	735,422	1,101,664
修繕費	372,136	47,715	928,030	1,347,881
水利使用料	—	—	—	—
補償費	1,628	202	3,983	5,813
賃借料	1,841,823	155,971	3,269,890	5,267,684
委託費	7,524,711	1,765,278	9,912,197	19,202,186
損害保険料	—	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	2,141	2,141
養成費	59,820	7,412	146,373	213,605
研究費	2,779	42,824	6,799	52,402
諸費	11,277,982	753,830	3,901,376	15,933,188
貸倒損	—	—	1,061,070	1,061,070
固定資産税	178,295	26,137	479,059	683,491
雑税	176,110	21,821	430,922	628,853
減価償却費	1,666,402	244,281	4,477,427	6,388,110
固定資産除却費	45,882	6,726	123,281	175,889
原子力発電施設解体費	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—
法人税等	113,328	14,042	277,299	404,669
電気事業報酬	55,906	6,927	136,797	199,630
合計	31,518,213	4,105,098	45,153,311	80,776,622

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費明細表(1)

(単位：千円)

	総水力発電費			総火力発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	70,854	70,854	—	124,359	111,565	12,794
給料手当	9,745,231	9,745,231	—	16,261,974	14,588,942	1,673,032
給料手当振替額（貸方）	▲202,721	▲202,721	—	▲76,882	▲68,972	▲7,910
退職給与金	▲220,301	▲220,301	—	▲386,660	▲346,880	▲39,780
厚生費	1,815,016	1,815,016	—	3,353,043	3,008,082	344,961
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	223,775	223,775	—	309,142	277,337	31,805
燃料費	—	—	—	1,588,406,729	—	1,588,406,729
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	32,507,320	—	32,507,320
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—
消耗品費	520,525	260,263	260,262	1,603,217	719,139	884,078
修繕費	14,177,018	14,177,018	—	77,818,195	69,812,259	8,005,936
水利使用料	3,799,203	3,799,203	—	—	—	—
補償費	1,868,034	1,868,034	—	724,234	649,725	74,509
貸借料	2,072,547	2,072,547	—	2,723,164	2,443,005	280,159
委託費	6,414,053	6,414,053	—	15,957,807	14,316,068	1,641,739
損害保険料	—	—	—	37,291	33,455	3,836
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	2,329	2,329	—	51,466	46,171	5,295
養成費	89,731	89,731	—	629,995	565,181	64,814
研究費	270,488	270,488	—	4,235,882	3,800,094	435,788
諸費	5,319,802	5,319,802	—	19,192,869	17,218,307	1,974,562
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,875,937	4,875,937	—	14,340,502	12,865,151	1,475,351
雑税	20,716	20,716	—	785,498	704,686	80,812
減価償却費	17,495,089	17,495,089	—	96,464,698	86,540,410	9,924,288
固定資産除却費	4,318,383	4,318,383	—	1,580,959	1,418,310	162,649
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	701,988	701,988	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	▲88,605	▲88,605	—	—	—	—
他社購入電源費	29,474,182	24,500,367	4,973,815	1,036,412,081	177,433,867	858,978,214
非化石証書購入費	1,189,274	—	1,189,274	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲41,815	▲37,513	▲4,302
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	▲681,174	▲611,095	▲70,079
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	277,085	277,085	—	794,339	712,617	81,722
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	440,428	440,428	—	9,730,456	8,729,387	1,001,069
電気事業報酬	13,905,643	13,905,643	—	55,755,329	50,019,221	5,736,108
他社販売電源料	▲62,077,052	▲32,741,464	▲29,335,588	▲546,541,845	▲101,183,410	▲445,358,435
合計	56,498,652	79,410,889	▲22,912,237	2,432,072,173	363,765,109	2,068,307,064

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5（第8条第1項関係）

送配電非関連費明細表(2)

(単位：千円)

	総新エネルギー等発電費			総原子力発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	4,391	4,391	—	156,339	156,339	—
給料手当	602,737	602,737	—	21,336,225	21,336,225	—
給料手当振替額（貸方）	▲11,277	▲11,277	—	▲364,939	▲364,939	—
退職給与金	▲13,653	▲13,653	—	▲486,094	▲486,094	—
厚生費	115,943	115,943	—	4,106,776	4,106,776	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	7,360	7,360	—	1,064,061	1,064,061	—
燃料費	—	—	—	9,255,444	—	9,255,444
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	20,535,699	—	20,535,699
廃棄物処理費	—	—	—	8,513,821	—	8,513,821
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	6,528,490	—	6,528,490
消耗品費	19,963	9,982	9,981	2,879,556	1,439,778	1,439,778
修繕費	821,114	821,114	—	42,389,577	42,389,577	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	32,389	32,389	—
賃借料	92,091	92,091	—	3,805,833	3,805,833	—
委託費	185,471	185,471	—	36,587,218	36,587,218	—
損害保険料	—	—	—	1,442,166	1,442,166	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	18,792	18,792	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	15,523,599	15,523,599	—
普及開発関係費	190	190	—	185,615	185,615	—
養成費	5,561	5,561	—	471,523	471,523	—
研究費	73,757	73,757	—	2,591,417	2,591,417	—
諸費	108,462	108,462	—	6,668,147	6,668,147	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	404,415	404,415	—	12,529,822	12,529,822	—
雑税	7,444	7,444	—	4,116,642	4,116,642	—
減価償却費	2,722,593	2,722,593	—	81,233,761	81,233,761	—
固定資産除却費	6,388	6,388	—	3,982,219	3,982,219	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	8,221,128	8,221,128	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—
他社購入電源費	303,582,611	320,848	303,261,763	4,205,625	4,205,625	—
非化石証書購入費	1,145,331	—	1,145,331	1,077,674	—	1,077,674
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲1,009,035	▲1,009,035	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	10,511	10,511	—	505,854	505,854	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	35,884	35,884	—	1,979,407	1,979,407	—
電気事業報酬	1,961,161	1,961,161	—	100,286,880	100,286,880	—
他社販売電源料	▲358,362	▲186,940	▲171,422	▲31,871,388	▲496,191	▲31,375,197
合計	311,530,086	7,284,433	304,245,653	368,500,243	352,524,534	15,975,709

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第 5（第 8 条第 1 項関係）

送配電非関連費明細表(3)

(単位：千円)

	給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	5,853	5,853	—	361,796	349,002	12,794
給料手当	807,575	807,575	—	48,753,742	47,080,710	1,673,032
給料手当振替額（貸方）	▲1,104	▲1,104	—	▲656,923	▲649,013	▲7,910
退職給与金	▲18,198	▲18,198	—	▲1,124,906	▲1,085,126	▲39,780
厚生費	153,577	153,577	—	9,544,355	9,199,394	344,961
委託集金費	—	—	—	—	—	—
雑給	27,656	27,656	—	1,631,994	1,600,189	31,805
燃料費	—	—	—	1,597,662,173	—	1,597,662,173
使用済燃料再処理等抛出金発電費	—	—	—	20,535,699	—	20,535,699
廃棄物処理費	—	—	—	41,021,141	—	41,021,141
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	6,528,490	—	6,528,490
消耗品費	36,573	18,287	18,286	5,059,834	2,447,449	2,612,385
修繕費	47,715	47,715	—	135,253,619	127,247,683	8,005,936
水利使用料	—	—	—	3,799,203	3,799,203	—
補償費	202	202	—	2,624,859	2,550,350	74,509
賃借料	155,971	155,971	—	8,849,606	8,569,447	280,159
委託費	1,765,278	1,765,278	—	60,909,827	59,268,088	1,641,739
損害保険料	—	—	—	1,479,457	1,475,621	3,836
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	18,792	18,792	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	15,523,599	15,523,599	—
普及開発関係費	—	—	—	239,600	234,305	5,295
養成費	7,412	7,412	—	1,204,222	1,139,408	64,814
研究費	42,824	42,824	—	7,214,368	6,778,580	435,788
諸費	753,830	753,830	—	32,043,110	30,068,548	1,974,562
貸倒損	—	—	—	—	—	—
固定資産税	26,137	26,137	—	32,176,813	30,701,462	1,475,351
雑税	21,821	21,821	—	4,952,121	4,871,309	80,812
減価償却費	244,281	244,281	—	198,160,422	188,236,134	9,924,288
固定資産除却費	6,726	6,726	—	9,894,675	9,732,026	162,649
原子力発電施設解体費	—	—	—	8,221,128	8,221,128	—
共有設備費等分担額	—	—	—	701,988	701,988	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	▲88,605	▲88,605	—
他社購入電源費	—	—	—	1,373,674,499	206,460,707	1,167,213,792
非化石証書購入費	—	—	—	3,412,279	—	3,412,279
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲1,050,850	▲1,046,548	▲4,302
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	▲681,174	▲611,095	▲70,079
開発費	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	1,587,789	1,506,067	81,722
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—
法人税等	14,042	14,042	—	12,200,217	11,199,148	1,001,069
電気事業報酬	6,927	6,927	—	171,915,940	166,179,832	5,736,108
他社販売電源料	—	—	—	▲640,848,647	▲134,608,005	▲506,240,642
合計	4,105,098	4,086,812	18,286	3,172,706,252	807,071,777	2,365,634,475

(記載注意)

その他は、様式第 1 の注 1 から 3 ままで同様とすること。

様式第 6 (第 9 条第 3 項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (千口)
		夏期	冬期		
非特定需要	7,619	7,619	7,400	45,234	29,330
特定需要	987	924	888	4,112	26,058
合 計	8,607	8,544	8,288	49,346	55,388

様式第 8（第18条第 7 項、第32条第 7 項関係）

第 1 表

特定需要原価等と料金収入の比較表

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特 定 需 要									
二年度	特 定 需 要									
三年度	特 定 需 要									
原価算定期間計		83, 774, 466	196, 480, 066	14, 776, 605	121, 229, 700	—	416, 260, 837	11, 349	36. 68	416, 258, 126

(記載注意)

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。
 施行規則第17条の 2 に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する
 場合にあつては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）
 の記載を省略することができる。